

光通信グループ

ひかり健康保険組合

平成 25 年 5 月 31 日

健 康 診 断 実 施 要 領

一部の適用事業所を除き、適用事業所と健康保険組合の共同事業として定期健康診断を行う。

提携医療機関の費用は契約健診機関（ウェルネス・コミュニケーションズ/日本予防医学協会）から健康保険組合に請求され、健康保険組合が立替えて支払う。（個人負担無し）

このうち、法定健診費用については健康保険組合から事業主に請求する。

34才以下の方も本人の拒否が無い限り35才以上項目のうち血液検査を実施する。また、希望制で30歳以上の女性被保険者を対象に乳癌検査を、40歳以上の女性被保険者を対象に子宮癌検査を実施する。契約健診項目以外の追加は無しとする。なお、特定健診のため、40歳以上の対象者の腹囲を測定する。

G1・G2 判定該当者の再検査・精密検査（二次検査）費用は被保険者負担とする。

＜対象者＞：平成 25 年 5 月 31 日時点で被保険者である者

＜実施期間＞：（予約受付）平成 25 年 8 月 5 日～10 月 31 日

（受診期間）平成 25 年 8 月 19 日～11 月 29 日

＜実施方法＞

WCC・日本予防医学協会指定の受診票を使用

1. 巡回健診：巡回健診希望事業所に対し実施

WCC・日本予防医学協会指定の受診票を使用

※巡回は 50 名～100 名以上の事業所より対象（基本）。会場面積 80 平米以上。レントゲン車：縦 9m、横 2.5m、高さ 3.15m

2. 通院健診：巡回健診希望事業所以外の勤務者

＜受診案内発送＞

1、巡回健診：受診案内をWCCから自宅に送付

受診当日に案内を持参し受診する。

※乳癌検査及び子宮癌検査は巡回健診終了後、後日送付される案内に従って各自で予約をし、受診する。

- 2、通院健診　：　受診案内をW C Cから自宅に送付
各自で予約（人事が取り纏め予約も可）
予約完了後、受診表をW C Cから自宅に送付
指定機関に受診表持参の上受診
※巡回用と通院用の受診票は別。

<検査項目>

事業主が労働安全衛生法に基づき行う定期健診項目(事業主負担)	保健事業として健康保険組合が行う生活習慣病予防健診項目(組合負担)
既往歴及び業務暦の調査 対象：全被保険者	
自覚症状及び他覚症状の有無の調査 対象：全被保険者	
	ライフスタイル調査 対象：全被保険者
身長、体重、視力の検査（全被保険者） 聴力検査：35歳・40歳及び45歳以上の被保険者	聴力検査 対象：36歳～39歳・41歳～44歳の被保険者
胸部エックス線検査 対象：全被保険者	
血圧の測定 対象：全被保険者	
貧血検査（赤血球数、血色素量） 肝機能検査（GOT, GPT, r-GTP） 血中脂質検査（総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、LDLコレステロール） 血糖検査（糖尿病検査） 対象：35歳及び40歳以上の被保険者	法定健診対象年齢者以外の被保険者（34歳以下及び36歳～39歳）
尿検査（尿中の糖及び淡白の有無検査） 対象：全被保険者	
心電図検査 対象：35歳及び40歳以上の被保険者	対象：36歳～39歳の被保険者
	乳癌検査※30歳以上の女性希望者 乳腺超音波検査又はマンモグラフィー
	子宮癌検査※40歳以上の希望者 医師採取方式
腹囲測定 対象：40歳以上の被保険者	腹囲測定 対象：35歳以上40歳未満の被保険者

<結果報告>

- *個人通知（健康診断レポート）については
受診対象者データ上の個人宅宛若しくは実家に発送する。

- * 健診結果集計票・受診一覧・要管理一覧・二次一覧・その他健診関連データについては事業主と健康保険組合がそれぞれ保管・共有する。
- * 労基署提出用健康診断結果報告書（法令用紙）は健診終了後、3 月末までに事業主から所轄の労働基準監督署に提出する。
- * 日本予防医学協会及び WCC は健診結果の統計表作成し、事業主と健康保険組合に提出する。

＜健診コース表＞

全 10 コース

- 定期健診A女 ⇒ 29歳以下 女性
- 定期健診A男 ⇒ 34歳以下 男性
- 定期健診B女 ⇒ 30歳～34歳 女性
- 生活習慣病A女 ⇒ 36歳～39歳 女性
- 生活習慣病A男 ⇒ 36歳～39歳 男性
- 生活習慣病B女 ⇒ 41歳～44歳 女性
- 生活習慣病B男 ⇒ 41歳～44歳 男性
- 生活習慣病C女 ⇒ 40歳・45歳以上 女性
- 生活習慣病C男 ⇒ 35歳・40歳・45歳以上 男性
- 生活習慣病C35女 ⇒ 35歳 女性